

後期高齢者医療制度のお知らせ『保険料率の見直しについて』

均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

【平成28年度より】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)

【平成29年度より】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)

所得割の軽減割合が見直されました

●所得から33万円を引いた額が58万円以下の方の、保険料所得割軽減の割合が見直されました。

【平成28年度より】

軽減割合
5割軽減

【平成29年度より】

軽減割合
2割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました。

【平成28年度まで】

所得割	均等割
かかりません	9割軽減

【平成29年度より】

所得割	均等割
かかりません	7割軽減

▶所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

高額療養費の自己負担限度額が見直されます

●高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直されます。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来（個人単位）	44,400円	57,600円
	外来+入院（世帯単位）	(医療費総額-267,000円)×0.01+80,100円（※2）	(医療費総額-267,000円)×0.01+80,100円（※2）
一 般	外来（個人単位）	12,000円	14,000円（※3）
	外来+入院（世帯単位）	44,400円	57,600円（※4）
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外来（個人単位）	8,000円
		外来+入院（世帯単位）	24,600円
	区分Ⅰ	外来（個人単位）	8,000円
		外来+入院（世帯単位）	15,000円

※1

月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2

多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4

一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直されます

●療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直されます。

【平成29年9月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

【平成29年10月から】

入院時生活療養費
1日につき370円
1日につき200円
1日につき0円
1日につき0円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

上ノ国町役場

住民課 戸籍保険グループ

ご存知ですか？
無期転換ルール

平成25年4月1日以降に有期労働契約を反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みににより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。
制度の詳細は、北海道労働局雇用環境・均等部指導課（☎011-709-2311）までお問い合わせください。